

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第10条第1項に基づき、立地自治体等とともに女川原子力発電所に立ち入り、現地及び書面調査を実施したものの。

1 実施日等

- (1) 実施日 令和6年5月14日(火)
- (2) 実施場所 東北電力(株)女川原子力発電所(現地調査)
東北電力(株)女川原子力PRセンター(書面調査)
- (3) 調査機関 県、女川町、石巻市
(登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
同行)

2 調査項目と内容

(1) 安全協定に基づく事前協議関連

- ① 2号機における所内常設直流電源設備(3系統目)(以下「第3DC」という。)の設置に係る確認
 - ・設置予定場所の現況〔現地調査〕
 - ・設置に係る安全対策〔現地調査〕
 - ・平時における第3DC保守管理の方針、緊急時の運用方針、緊急時に備えた訓練・教育の方針〔書面調査〕
- ② 2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る確認
 - ・設置予定地及び周辺の状況確認〔現地調査〕
 - ・使用済燃料乾式貯蔵容器の設置方式、想定される災害に対する防護設計の確認〔書面調査〕

(2) 1号機の廃止措置関連

- ・解体施設の確認(主変圧器)〔現地調査〕
- ・廃止措置作業の実施状況(汚染状況調査の結果等)の確認〔書面調査〕

3 調査結果の概要

(1) 安全協定に基づく事前協議関連

- ① 第3DCは、原子炉建屋2階に設置している既設のプラスチック固化式固化装置を撤去した場所に設置され、地震、津波、溢水、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止を考慮した原子炉建屋付属棟地上2階への設置となることを確認した。
- ② 第3DC設置後の緊急時の運用に関する教育・訓練の状況を確認した。
- ③ 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置予定の場所のほか、大規模火災の影響防止のために設置される防火帯の予定位置や考慮すべき斜面を確認した。
- ④ 使用済燃料乾式貯蔵容器の設置方式、想定される災害に対する防護設計の内容を確認した。

(2) 1号機の廃止措置関連

- ① 設備の解体撤去については、放射線管理区域外の設備の解体撤去を実施しており、今回、主変圧器等の解体撤去が完了したことを確認した。

- ② 使用済燃料の搬出(3号機への移送)を6月から開始する計画であることを確認した。
- ③ 廃止措置は、汚染状況の調査などが行われており、放射化汚染・二次的汚染の状況調査のため採取された原子炉建屋内の構造材の分析結果を確認した。
- ④ 解体撤去により発生した産業廃棄物については、県内外で最終処分されていることを確認した。

4 要請事項

- (1) 事前協議を申し入れた案件については、国の審査に対して真摯に対応し、施設の安全性向上を確実に図ること。
- (2) 安全対策工事や廃止措置に当たっては、労働災害や事故等を起こさないよう現場作業員の安全を最優先に行うこと。
- (3) 使用済燃料の搬出については、廃止措置の全体工程においても重要なポイントであることから着実に作業を進めること。
- (4) 国の審査や廃止措置の状況については、関係自治体や県民に対して、積極的に情報公開を行い、透明性を確保し、地元との信頼関係構築に努めること。

5 今後の対応

- (1) 事前協議の申し入れを受けている案件については、今回の立入調査の結果と国の審査結果等を踏まえ、回答について検討する。
- (2) 廃止措置については、引き続き、作業の進捗状況等を把握していくとともに、発電所の安全管理に問題があると判断した場合には、速やかに立入調査を行い、東北電力に対し必要な改善を求めている。